

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO.77

〔共通〕問1 地階を除く階数が11以上で防火管理者の選任

義務のある次の防火対象物のうち、消防法令上、必ずしも自衛消防組織の設置を要しないものを1つ選べ。

- (1) 延べ面積が1万m²のホテル
- (2) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部又は一部が11階以上の階に存する複合用途防火対象物で、当該部分の床面積の合計が1万m²のもの
- (3) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が10階以下の階に存し、かつ、当該部分の全部又は一部が5階以上10階以下の階に存する複合用途防火対象物で、当該部分の床面積の合計が2万m²のもの
- (4) 自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の全部が4階以下の階に存する複合用途防火対象物で、当該部分の床面積の合計が3万m²のもの

〔消防用設備等〕問1 消防の用に供する機械器具等の検定等に関する次の文を読み、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 消防の用に供する機械器具等のうち、一定の形状等を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであり、かつ、その使用状況からみて当該形状等を有することについてあらかじめ検査を受ける必要があると認められるものであって、政令で定めるものを「検定対象機械器具等」といい、エアゾール式簡易消火具等が該当する。
- (2) 検定対象機械器具等の型式に係る形状等が総務省令で定める検定対象機械器具等に係る技術上の規格に適合している旨の承認を「性能評価」という。
- (3) 検定対象機械器具等は、型式適合検定に合格したものである旨の表示を付されているものでなければ、販売することはできないが、販売の目的で陳列することは可能である。
- (4) 検定対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備は、型式適合検定に合格したものである旨の表示が付されているものでなければ、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない。

〔消防用設備等〕問2 消防水に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを1つ選べ。

- (1) 高さが31mを超える、かつ、地階を除く延べ面積が2万m²の事務所には、消防用水を設置しなければならない。ただし、当該事務所の敷地面積は2万m²未満であり、同一敷地内に他の建築物は存在しないものとする。
- (2) 地盤面下に設けられている消防用水の有効水量とは、当該消防用水が設けられている地盤面の高さから4.5m以内の部

分の水量をいう。

- (3) 2万m²の敷地面積内に建つ床面積1万m²の準耐火建築物の事務所には、その有効水量が40m³以上となるように消防用水を設置しなければならない。ただし、同一敷地内に他の建築物は存在せず、当該事務所の高さは30mであり、当該消防用水は流水を利用しないものとする。
- (4) 消防水は、建築物の各部分から一の消防用水までの水平距離が100m以下となるように設けるとともに、1個の消防用水の有効水量は、20m³未満（流水の場合は、0.8m³毎分未満）のものであってはならない。

〔防火査察〕問1 立入検査等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 個人の住居に立ち入る場合は、関係者の承諾を得る必要があるが、個人の住居とは、私生活の営まれる場としての個人の住まいをいい、共同住宅の居室、個人専用住宅等が該当する。
- (2) 立入検査を実施する際、関係のある者から請求のあったときは証票を提示する必要があるが、関係のある者とは、関係者又はその代理人、使用人その他の従業員等がこれにあたる。
- (3) 立入検査を実施する際、法令上は事前の通告を必要としないが、既に把握している違反事実の改修指導で立入検査の相手方と面談する必要があるときは、事前の通告をするべきである。
- (4) 立入検査は、相手方の経済活動の自由等への関与の程度と、立入検査実施の火災予防上の必要性を比較し、極力必要限度の関与となるよう、法令で日中又は営業時間内等に実施することが規定されている。

〔防火査察〕問2 違反処理に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 実況見分とは、違反事実の確認及び証拠保全のため、違反現場に出向し、直接、違反の状態などを現認し、調査することをいい、通常、見分一人で実施する。
- (2) 警告の履行期限は、個々の違反事実について通常是正可能と認められる客観的所要日数と公益上の必要性との衡量において妥当と認められるものでなくてはならない。
- (3) 消防法の罰則は、命令違反を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定に分類される。また、刑法上に定めのある刑罰（懲役、禁固、罰金など）を罰則とする違反については、刑事訴訟法の適用を受けるため、告発をもって対応する必要がある。
- (4) 消防法上の命令は、原則として、行政手続法等の適用を受けるので、処分を受ける者に対して聴聞又は弁明の機会を与

問2 答 (2)

解説 粉塵爆発の危険性があるのは、ストレート放水により空気中に粉末を飛散させることによる。

問3 答 (3)

解説 プロパンガスボンベの噴出ガスが着火炎上している場合は、二次災害の発生危険が生じるので注水は行わない。

消防司令問題

〔組織管理〕

問1 答 (2)

解説 (1) 任命権者であるため、誤り。
(2) 正しい。
(3) 地公法に基づくため、誤り。
(4) 防災組織の構成員には努力義務規定であるため、誤り。
(5) 地方公共団体が行うに相応しいため、誤り。

〔人事管理〕

問1 答 (2)

解説 (1) 給与等も該当するため、誤り。
(2) 正しい。
(3) 平等取扱いの原則に反しないため、誤り。
(4) 情勢適応の原則であるため、誤り。
(5) 情勢適応の原則であるため、誤り。

〔消防財政〕

問1 答 (2)

解説 (1) 該当するため、誤り。
(2) 正しい。
(3) 正当債権者保護の原則であるため、誤り。
(4) 履行確保の原則であるため、誤り。
(5) 利益確保の原則であるため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (3)

解説 幕僚は、部隊を指揮する権限を有しない。ただし、指揮本部長から下命があった場合は、局面の指揮を担当する。

問2 答 (5)

解説 (5) 冷凍倉庫に関する記述である。

問3 答 (5)

解説 (5) 原則として当該火災が鎮火するまで実施する。

〔救急〕

問1 答 (1)

解説 c 気管挿管実施後は心マッサージと人工呼吸の

リズムは非同期で実施するので心マッサージのリズムは連続を選択する。

d 傷病者への応急処置の実施効果を考えるのは必要であるが、安全な方法を選択してもらいたい。

e 応急手当の実施者に手洗い、車載してある手指消毒剤による消毒は指示してもらいたいが、医療機関による検査は、受傷状況、本人の意思等を十分に考慮する必要がある。

問2 答 (3), (5)

解説 5つとも重要な項目であり、活動内容は十分に調査して、傷病者、家族等関係者に対応する必要がある。特に(3)、(5)は除細動器の不具合と予後の関係性を調査するにあたり重要になる。

問3 答 (4)

解説 正文は次のとおり、「隊員は、応急処置等を行うに際し、医師の指示があった場合には、当該医師の氏名及びその指示内容を救急活動記録票等に記録しておくものとする。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (4)

解説 (1) 消防法施行令第4条の2の4第1号イ参照。
(2) 消防法施行令第4条の2の4第2号イ(1)参照。
(3) 消防法施行令第4条の2の4第2号イ(2)参照。
(4) 消防法施行令第4条の2の4第2号イ(3)参照。
自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が5万m²で自衛消防組織の設置義務が生ずる。

〔消防用設備等〕

問1 答 (4)

解説 (1) 消防法第21条の2第1項、消防法施行令第41条第5号参照。エアゾール式簡易消火具は、検定対象機械器具等ではなく自主表示対象機械器具等である。
(2) 消防法第21条の2第2項、消防法第17条の2参照。「性能評価」ではなく「型式承認」である。
(3) 消防法第21条の2第4項参照。販売の目的で陳列することもできない。
(4) 消防法第21条の2第4項参照。

問2 答 (1)

解説 (1) 消防法施行令第27条第1項第2号参照。高さが31mを超える消防法施行令別表第1に掲げる建築物では、地階を除く延べ面積が2万5,000

- m²以上で消防用水を設置義務が生ずる。
- (2) 消防法施行令第27条第3項第1号参照。
 - (3) 消防法施行令第27条第1項第1号、同条第3項第1号参照。
 - (4) 消防法施行令第27条第3項第2号参照。

【防火査察】

問1 答 (4)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
- (2) 違反処理マニュアルにより適当。
 - (3) 違反処理マニュアルにより適当。
 - (4) 法令では立入検査の時間的制限は規定されていないので、不適当。

問2 答 (1)

- 解説 (1) 実況見分は、通常、見分者及び補助者で実施するので、不適当。
- (2) 違反処理マニュアルにより適当。
 - (3) 違反処理マニュアルにより適当。
 - (4) 違反処理マニュアルにより適当。

〔危険物〕

問1 答 (1)

解説 一定の製造所等については、危険物取扱作業の保安の監督をさせるため危険物保安監督者を選任する必要がある。このうち、製造所、屋外タンク貯蔵所、給油取扱所及び移送取扱所については、貯蔵し、又は取扱う危険物の指定数量の倍数等にかかわらず危険物保安監督者による保安の監督が必要とされている。

〔参考条文〕

消防法第13条第1項、同法第12条の2。
危険物の規制に関する政令第31条の2。

問2 答 (1)

解説 一定の製造所等については、製造所等の火災を予防するため予防規程を定める必要がある。また、市町村長等は、予防規程を認可するとともに、火災予防上必要があれば、その変更を命ずることができる。

〔参考条文〕

消防法第14条の2。
危険物の規制に関する政令第37条。
危険物の規制に関する規則第60条の2、第61条。

昇任試験実力養成講座・小論文

解答例

消防の組織を考える場合、大きく二つの組織体制が念頭に置かれる。一つは、平常時の業務遂行に便なるように、業務の複雑性や困難性等を考慮して隨時役職等を必要部署に配置し、業務の細部にわたる部分まで注意が行き届くようにしておき、各部署で必要な業務管理を行っていくというものである。こうした方法での組織管理は、多少時間がかかるても確実に部署の隅々まで指示や伝達を行き届かせ、業務の精度を高めるためには効果的な面があることは否定できない。

二つ目は、災害時の消防活動等を念頭に置いた組織体制というものである。消防の主要な業務は、火災、救急、救助その他の災害に対して、被害を軽減することにあるため、災害事象の変化に対応して指示、命令が瞬時に組織の末端まで届くように単純な体制が構築されなければならない。この様に考えると、消防の組織というものは、基本的に組織機構を複雑にしないようにして、平常時及び災害時の両方に対応できる組織づくりを行うことが大きな課題になるところである。現実には、組織の規模や体制も考慮せずに、上位の階級の職員をやたらに増やしたり、参事だの主幹だと、本来、単にスタッフである者がラインに入ってきて指示を出したりするケースが多く見られる。

消防の組織管理は、正に災害時等の緊急対応がその主要な職務であるから、普段から危機管理ということを念頭において、指示、命令系統を明確にしておかなければ徒に混乱を招き入れることになってしまう。また、消防組織の性

格から、内部における対処方針等の決定権限及びその周知方法がしっかりと確立されていなければならない。緊急の対応が迫られているのに、上司がその場にいないからという理由で、対応策を決定せずに先送りするのは許されない。豪雨災害等で、自治体の首長がいなかったから避難勧告や避難指示が出せなかったとの言い訳が聞かれたこともあったが、こうした例は、危機管理上の組織の在り方としては明らかに間違っており、予め決めた役割の中で各級の管理者等が自らに課された必要な決断ができるようにしておかなければ、危機に強い消防組織とは言えない。

さらに危機管理に強い消防組織になるには、平常時と緊急時で業務の仕方を変えることを各職員に浸透させておくことが重要である。現によく見掛けるのが、平常時の業務の感覚を緊急時の対応の場に持ち込み、迅速な対処を結果的に妨害する管理者等を放置しているということがある。例えば、報告文書の誤字・脱字にこだわり緊急の決裁が進まなかったり、文章の些細なミスを指摘して形式にこだわり、意思決定が遅れるなどということが起こる場合も珍しくない。しかし、消防組織は本来何をするところなのかということを考えれば、平常時と緊急時での対応に差異があることくらいは、日頃から組織管理の基本的な問題として配慮されていなければならない。近年、特に若い消防職員に、自らが所属する消防組織が危機管理に強い組織でなければならないという意識が薄らいでいるように感じる。消防の組織管理の在り方を立て直す必要があるのではないだろうか。